

議案第 55 号

調布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 4 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

非常勤職員の育児休業の再延長について定めるため、提案するものであります。

調布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の育児休業等に関する条例（平成4年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（当該非常勤職員の養育する子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6箇月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。